

令和4年6月10日

令和4年

上毛町農業委員会6月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会 6月期定例総会議事録

1.日 時 令和4年6月10日（金） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 16名

欠席委員 6名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	奥野 和浩	○	15番	坪根 和男	欠
2番	水嶋 久夫	○	16番	向本 忠久	欠
3番	八坂 龍臣	○	17番	小川 清志	欠
4番	宮秋 伸一	○	18番	木下 益美	○
5番	志摩 昌子	○	19番	磯田 三好	欠
6番	前田 数彦	○	20番	青島 牧人	○
7番	横山 健一	○	21番	久元 一仁	○
8番	山本 直子	欠	22番	福田 政典	○
9番	今瀬 一高	○			
10番	久保 博文	欠			
11番	喜多代 洋一	○			
12番	緒方 正行	○			
13番	松下 隆光	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 垂 水 勇 治 ○  
末 松 直 幸 ○  
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第39号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議案第40号 令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)について

5.その他 ・「活動記録簿」の記入について  
・地図の配付について  
・次回定例総会日程

## 会議の経過

令和4年6月10日(金)午前9時00分開会

議長 皆さん、おはようございます。

本日は、農業委員会6月期定例総会を開催致しましたところ、委員の皆さまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

なお山本委員、久保委員、坪根推進委員、向本推進委員、磯田推進委員、小川推進委員から、欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から6月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員の指名をいたします。

議席11番 喜多代委員、議席12番 緒方委員を指名いたします。

よろしくをお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第33号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の2ページをお願いします。

議案第33号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期部分については貸借借権37件、使用貸借権5件でございます。

まず、貸借借権分ですが、期間は2年、3年、5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が50,149㎡です。

筆数は60筆で貸し手12名、借り手9名となっております。

賃借料でございますが、現金では反当7,000円～28,700円となっております。

現物では、58kg～60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが、期間は3年、5年、6年となっております。

対象作物は、水稻等でありまして、面積は田が6,149㎡です。

筆数は5筆で貸し手3名、借り手3名となっております。

次のページから申出各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、5ページの農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
無いようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)  
ありがとうございます。全会一致により議案第33号については、  
原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議案第34号  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の  
決定についてを議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の6ページをお願いします。  
議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてでございます。  
特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。  
所有権を移転する農地は、大字宇野18番ほか1筆、地目は田で、面積は  
計3,928㎡です。  
所有権を移転する方は、上毛町垂水の●●さんで、  
所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。  
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
位置図・箇所図は8～9ページのとおりです。  
申請農地は国道10号線そばの整備済の農地です。  
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)  
ないようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。  
(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第34号については、  
原案のおとり可決決定されました。

つづきまして 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。

議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。  
所有権を移転する農地は、大字東下440番、地目は田で、面積は計2,108㎡です。  
所有権を移転する方は、北九州市の●●さんで、  
所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は13～14ページのとおりです。  
申請農地は野間橋そばの整備済の農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第35号については、  
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをお願いします。

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字吉岡577番、地目は田で、面積は計1,960㎡です。  
所有権を移転する方は、北九州市の●●さんで、  
所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。  
次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
位置図・箇所図は17～18ページのとおりです。  
申請農地は黒川そばの整備済みの農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。  
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第36号については、  
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の19ページをお願いします。

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による  
農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。  
所有権を移転する農地は、大字垂水1611番、地目は田で面積は計1,541㎡です。  
所有権を移転する方は、東京都の●●さんと●●さんで、  
所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調査書を添付しています。  
同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図・箇所図は21～22ページのとおりです。  
申請農地は南吉富小学校そばの整備済みの農地です。  
これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第37号については、  
原案のとおり可決決定されました。

つづきまして 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する  
処分についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の23ページをお願いします。

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について  
でございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字西友枝1915番、地目は田で  
面積は1,180㎡です。

譲渡人は、北九州市の●●さんで、

譲受人は大字土佐井の●●さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、349,732㎡です。

次のページに農地法第3条調査書を添付しています。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たして  
いると言えます。

位置図・箇所図は25～26ページのとおりです。

申請農地は大字西友枝のサンフラワーそばの農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件については、  
八坂委員が地区担当となりますが、いかがでしょうか。

八坂委員 現地をみましたが異常はありませんでした。  
事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。  
(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとう ございます。全会一致により議案第38号については原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第39号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の27ページ 議案第39号をお願いします。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。

本年5月期の定例総会にて、審議いただいた案について5月12日から町ホームページにて意見募集を行いましたところ意見等は寄せられませんでした。

これにより、5月期の案のとおり決定してよろしいかお伺いするものです。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第39号については、原案のとおり可決決定されました。

つづきまして

議案第40号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の35ページをお願いします。

令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)についてでございます。

I 農業委員会の状況ですが、現在の体制は記載のとおりとなっております。農家・農地等の概要は2020年農林業センサスに基づく数値を記入しています。

36ページをお願いします。



Ⅱ 最適化活動の目標についてです。

まずは最適化活動の成果目標です。

農地集積について、県の農業経営基盤強化促進法における目標が令和10年度までに集積率80%としているため、町の今年度の新規集積面積は20.0haとしています。(20.0ha×7年:140ha+655ha=795ha(約800ha))

遊休農地解消及び新規参入の促進については、国のガイドラインに沿って目標を設定しております。

次に、最適化活動の活動目標です。

推進委員等が最適活動を行う日数を月に10日としています。これは農業委員会系統組織の統一的な取り組みとして示されているものです。

また、強化月間として8月・9月の農地パトロール等を設定しています。

1月の耕作のマッティングとしてセッティングしています。

これは、年3回の強化月間を設定することが求められているものです。

また、新規参入相談会への参加活動として8月の京築合同相談会への参加をあげています。1回はしないとイケない。

事務局と農業委員が出席する予定にしております。

以上で説明は終わります。

なお、この計画案は総会決定後に、県・町・農業推進機構に提出し、インターネットにて公表いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第40号については原案のとおり可決決定されました。

以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 では、その他について3点ご説明申しあげます。

1点目は、「活動記録簿」の記入についてでございます。資料1をご覧ください。5月の定期総会にて対象となる具体的なメニューをあげてほしいとの要望がありましたので、P1に上毛版の最適化活動の例を示しております。

何度も定期総会の中で申し上げましたが、月10回以上の最適化活動の実施が

必要となります。このため農業委員会全体の取り組みとして、今月より毎週水曜日を「農地パトロールの日」とさせていただきますので、必ず実施をお願いします。毎週の農地パトロールと併せて、10回は取組をしてください。

なお、月平均で5回以下の場合には、手当の財源となる補助金が交付されませんので、よろしくお願いします。

P2からP4につきましては、全国農業会議所が発行しております「農業委員会活動記録セット」にある記帳例を添付しておりますので参考にしてください。

2点目は、地図の配付についてです。

5月期の定期総会後に農地パトロール用に担当区域の地図が欲しいとの要望がありました。現在作成中でありますので、もう少しお時間をいただけたらと思います。

3点目ですが、次回7月期の定例総会については、7月11日(月)を予定しております。前回でも申し上げましたが、総会に欠席された場合には、後日役場まで資料の受け取りに来てください。

その際、活動記録簿の提出も併せてお願いします。

事務局からは以上でございます。

令和4年6月10日 午前9時30分閉会